

公立大学法人山梨県立大学客員教員称号授与規程

(平成22年4月1日制定 法人3215号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第37条第2項の規定に基づき、客員教員の称号の授与等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本学の客員教員の称号は、客員教授及び客員准教授とする。

2 前項の称号は、本学の教育理念を広く内外に発信することを目的として、学会における指導者または社会の第一線で活躍する者で、本学の教育研究分野に関して卓越した識見を有すると認められる者に授与する。

(推薦)

第3条 各学部長及び研究科長は、前条に該当すると認められる者がある場合、教授会の議を経て、理事長に推薦することができる。

(選考)

第4条 理事長は、前条の規定により推薦された者又は理事長が適任と認める者について、教育研究審議会の議を経て選考する。

(委嘱)

第5条 客員教員の委嘱は、別記様式により理事長が行う。

(身分等)

第6条 客員教員と公立大学法人山梨県立大学との間には、講演等のため本学に出講する以外には、恒常的な身分関係は生じないものとする。

2 客員教員には、予算の範囲内で、別に定めるところにより報酬及び旅費を支給するものとし、その他の経費は支給しない。

3 客員教員の称号を授与する期間は3年以内とし、更新することができるものとする。ただし、任期は通算して5年を限度とする。

(称号の取消)

第7条 客員教員の称号を授与された者がその榮譽を汚す行為があり、称号を保持するに適當でないと認められたときは、理事長は、教育研究審議会の議を経て、称号の授与を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式

氏 名

公立大学法人山梨県立大学の客員〇〇の称号
を授与する

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学
理 事 長 名